



平成 28 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 大 和 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 井 上 浩 行  
(コード番号: 5444 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 田 隆 文  
(TEL 079-273-1061)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 97 回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定款第28条に補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、定款第29条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年 6 月29日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 (監査役の選任) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 29 条 (監査役の任期) (条文省略)</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 (監査役の選任) (現行通り)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 29 条 (監査役の任期) (現行通り)</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。<u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>